

行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年6月1日～ 令和4年2月28日

2. 内容

目標1：産前産後休暇や育児休暇、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など、制度の周知や情報提供を行う。妊娠中、出産後の女性労働者の健康確保について安心して就業を継続できるよう、相談窓口を設置する。

<対策>

- 平成30年6月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和4年2月末までに 制度に関するパンフレットを作成し社員に周知及び社内掲示
- 令和4年2月末までに 相談窓口を設置し、専門医による社内研修の実施を検討

目標2：令和4年2月末までに、小学校就学前の子を持つ社員が、残業を免除できる制度を導入する。

<対策>

- 平成30年6月～ 検討開始
- 令和4年2月末までに 制度の導入、社内掲示などによる社員への周知

目標3：女性の活躍推進及び能力発揮に向けた職場風土改善の為、研修会、キャリアアップの為の資格取得に取り組む。期間内に、年1回以上の研修会を行う体制を構築する。また、10人以上の資格取得を目指す。

<対策>

- 平成30年6月～ 社員への周知。
- 令和4年2月末までに 資格取得希望者への支援及び、10名以上の資格取得。
- 令和4年2月末までに 年1回以上の研修会を行う